

来年の令和5年分確定申告から

株式等の配当・譲渡所得を申告の方必見！

所得税と個人住民税で配当等所得の課税方式を分けることができなくなります！

注意点

①

所得税で総合課税、個人住民税で申告不要制度は選択できなくなります。

所得税で総合課税を選択し配当控除を適用し、個人住民税で総合課税(税率10%-配当控除)ではなく申告不要制度(源泉徴収税率5%)を選択することができなくなります。

(所得税の確定申告書の特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要欄は削除される予定です。また、市町の税務課窓口にて提出していた申告不要制度の申請はできなくなります。)

注意点

②

国民健康保険等の諸制度への影響

申告不要制度を選択しなかった場合、国民健康保険等の諸制度の適用する所得が増え、負担が増える場合があります。

※国民健康保険等の諸制度の影響については各諸制度の窓口へお問い合わせください。

●令和5年分以降の課税方式選択のイメージ

所得税

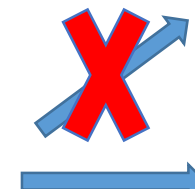
申告不要
(所得税等15.315%源泉徴収)

総合課税
(累進税率で、配当控除あり)

個人住民税

申告不要
(個人住民税5%源泉徴収)

総合課税
(個人住民税10%、配当控除あり)



※上場株式等の配当所得等については、上記の申告不要および総合課税に加え、申告分離課税が選択可能です。

※上場株式等の譲渡所得等については、申告不要と申告分離課税の選択が可能です。

●個人住民税の問い合わせ窓口

・大府市役所 税務課 市民税係 TEL：0562-47-2111 (内線282・283)

※本チラシは半田税務署管内10市町共同で作成しております。